

SEK マーク繊維製品認証基準の主な改訂のポイント（案）
（2022年4月1日付け認証基準案）

No.	認証基準 条項No.	改訂のポイント
1	5.項 SEK マーク表示方法	<p>■5.1 表示項目と表示順序</p> <p>□試験洗濯回数：の最後を、「記載することができる。」から「記載すること。」に変更しました。16.1 の改訂に合わせ、規定の最高洗濯回数を超えた洗濯回数で取得した認証番号を使用する場合は、その洗濯回数を記載することを必須としました。</p>
2	6.項 対象製品	<p>■6.2 乳幼児製品及び呼吸器・眼への影響が懸念される製品の除外</p> <p>「マスクとアイマスクは対象としない。」を「マスク、アイマスク等は対象としない。」に変更しました。口唇、鼻孔及び眼に接触して使用する繊維製品は原則対象としないことにしました。</p> <p>「従い、マスク、アイマスク等は1枚構造のものは原則対象としない。」を追加しました。</p>
3	9.項 使用禁止化学物質	<p>■9.2 優先評価化学物質の取扱い</p> <p>使用してはならない優先評価化学物質を「2011年4月1日付で旧第2種及び旧第3種監視化学物質から移行したもの（通し番号：1～87）」に限定しました。</p> <p>2011年4月1日付で旧第2種及び旧第3種監視化学物質から優先評価化学物質に移行しなかったものは一般化学物質となり、その中から新しく優先評価化学物質になるものもあるため、2012年度の認証基準改定の意図に沿うようにしました。</p>
4	11.項 加工剤の安全性試験	<p>■11.1 安全性試験の提出</p> <p>副成分に防腐剤や防かび剤などの殺生物剤が含まれる加工剤の安全性データを加工剤の主成分で提出する場合は、副成分の殺生物剤の安全性データの提出も必要としました。</p> <p>■表 11-1 加工剤の安全性試験方法と評価基準</p> <p>皮膚感作性試験に OECD/TG442C、442D7、442E を追加します。但し、この3種の試験を全て行い、全て「陰性」となることが評価基準になります。</p>
5	12.項 製品の安全性試験 (皮膚貼付試験)	<p>■付表2 [参考] 皮膚貼付試験を実施する試験機関</p> <p>閉塞法の試験機関に、丸石ラボ株式会社を追加しました。事務局が現場確認を行い、適性があると判断しました。</p>
6	15.項 試験機関	<p>■表 15-1 機能性試験の指定試験機関</p> <p>(一財) ニッセン件品質評価センターの組織改編により、抗菌性試験を立石ラボからL&H事業本部バイオケミカル事業所に部署名変更します。大和化学工業(株)・評価技術センターに大阪試験所と東京試験所を置き、抗菌性試験を大阪試験所とし、東京試験所に抗ウイルス性試験を追加します。</p>

7	16項 試験試料	<p>■16.1 洗濯回数と加工濃度 制菌加工（特定用途）の高温加速洗濯を行った試験試料を他の SEK マークの標準洗濯の同洗濯回数以下の試験試料として使用できるようにしました。事務局が洗濯機械力を比較して可能と判断しました。</p> <p>■16.1 洗濯回数と加工濃度 製品リストの最高洗濯回数を超えて試験し認証申請又は認証条件等変更申請を行って合格した場合は、通常の認証番号に加えて別の認証番号を付与する、に変更しました。最高洗濯回数を超えて試験を行い取得した認証番号を SEK マークに使用する場合は、5.1 項に規定するとおり試験した洗濯回数を SEK マークに表示することになりました。又、この場合はサーベイランスにおいては、生産実績のある洗濯回数の多い方の条件で試験をして提出することとしました。</p>
8	19項 光触媒抗菌性試験	<p>■19.3 評価基準 末尾に、標準布についての説明文を追記しました。</p>
9	21項 消臭性試験	<p>■21.2 臭気カテゴリーと試験対象臭気成分 「SEK マークへの臭気カテゴリーの記載は代表的なものだけでも良い。」を追記しました。</p>
10	22項 光触媒消臭性試験	<p>■22.2 試験対象臭気成分 試験臭気成分は、アンモニア・アセトアルデヒドのいずれか又は両方であること、試験した臭気成分を SEK マーク記載すること、を明記しました。</p>
11	24項 抗ウイルス性試験	<p>■24.1 試験方法 今回の手合わせ試験では、吸水性の良い綿織物試料では試験ウイルス液に非イオン活性剤を添加したことによる影響はほぼ見られなかったことより、「試験ウイルス懸濁液が浸透しにくい試験片の場合は、JIS L 1902 解説 4.10 c)に準じて、非イオン活性剤 (Tween80) 0.05% を含む試験ウイルス懸濁液を用いても良い。」を追加しました。</p>
12	巻末別表第 1 対象製品リスト	<p>■大分類の追加 ⑱衣料品を皮膚貼付試験：有・洗濯回数 3 回の区分に追加し、中分類を和服（帯を含む）としました。和服には、訪問着・振袖・留袖・色無地・小紋・紋付・羽織・袴・浴衣などがあり、全ての繊維素材を含めます。作務衣は⑳衣料品とします。</p> <p>■ICS コードの追加 ⑳雑貨品：55.080（袋、カバン）</p>

／以上